

熊本県公報

第 1 1 4 9 3 号
平成 18 年 12 月 15 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 1
○熊本県団地造林事業促進地域の指定等の廃止	(森林整備課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○ " " " " " "	(") 2
○ " " " " " "	(") 2
○ " " " " " "	(") 2
○ " " " " " "	(") 3
○ " " " " " "	(") 3
○精神保健福祉法に基づく特定病院の認定	(障害者支援総室) 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○ " " " " " "	(") 4
○道路の供用開始	(") 4
○定数漁業の許可及び起業認可申請に係る公示	(水産振興課) 4
公 告	
○道路の位置指定	(建築課) 5
○ " " " " " "	(") 5
○ " " " " " "	(") 5
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく公告	(監理課) 5
○岱明町下河原土地区画整理事業の換地処分	(都市計画課) 6
○特定非営利活動法人の設立認証申請	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 6
○ " " " " " "	(") 7
○換地計画の決定及び公告・縦覧	(農村整備課) 7
○県有財産の売却	(管財課) 7
○ " " " " " "	(") 8
登 載 依 頼	
○平成 18 年度第 2 回熊本県医療審議会の開催	(医療政策総室) 9
○警備員等の検定等に関する規則による熊本県公安委員会が必要と認め る交通誘導警備業務	(警察本部生活安全企画課) 9

告 示

熊本県告示第 1253 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ぽっかぽか・ハートケア阿蘇 阿蘇市一の宮町宮地 1902 番地 1	株式会社創明プロジェクト	平成 18 年 12 月 1 日

熊本県告示第 1254 号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (1) 昭和 42 年 7 月 31 日熊本県告示第 562 号の 2 (熊本県団地造林事業促進地域の指定)
- (2) 昭和 42 年 12 月 12 日熊本県告示第 969 号 (熊本県団地造林事業促進地域の指定)
- (3) 昭和 43 年 4 月 2 日熊本県告示第 261 号 (団地造林事業促進地域の指定)

- (4) 昭和 44 年 4 月 8 日熊本県告示第 212 号 (団地造林事業促進地域の指定)
 (5) 昭和 45 年 4 月 14 日熊本県告示第 279 号 (団地造林事業促進地域の指定)
 (6) 昭和 46 年 2 月 20 日熊本県告示第 159 号 (団地造林事業促進地域の指定)
 (7) 昭和 48 年 9 月 6 日熊本県告示第 664 号 (団地造林事業促進市町村の指定)

熊本県告示第 1255 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション友 (ふれんど) 玉名市天水町小天宇権現下 6641 番地 4	社会福祉法人若宮福祉会	平成 18 年 12 月 1 日

熊本県告示第 1256 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション友 (ふれんど) 玉名市天水町小天宇権現下 6641 番地 4	社会福祉法人若宮福祉会	平成 18 年 12 月 1 日

熊本県告示第 1257 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア人吉 人吉市原城町 33 番地 3	有限会社ライフケア人吉	平成 18 年 12 月 1 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア人吉 人吉市原城町 33 番地 3	有限会社ライフケア人吉	平成 18 年 12 月 1 日

熊本県告示第 1258 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア人吉 人吉市原城町 33 番地 3	有限会社ライフケア人吉	平成 18 年 12 月 1 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア人吉 人吉市原城町 33 番地 3	有限会社ライフケア人吉	平成 18 年 12 月 1 日

熊本県告示第 1259 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ぼっかぼか・ハートケア阿蘇 阿蘇市一の宮町宮地 1902 番地 1	株式会社創明プロジェクト	平成 18 年 12 月 1 日

熊本県告示第 1260 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ぼっかぼか・ハートケア阿蘇 阿蘇市一の宮町宮地 1902 番地 1	株式会社創明プロジェクト	平成 18 年 12 月 1 日

熊本県告示第 1261 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 22 条の 4 第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定に基づく特定病院として、次のとおり認定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	認定期間
医療法人	荒尾保養院	王丸 道夫	荒尾市荒尾 1992 番地	平成 18 年 12 月 6 日から 平成 21 年 7 月 31 日まで

熊本県告示第 1262 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
さくら草 阿蘇市西湯浦 610 番地 8	医療法人社団友志会	平成 18 年 12 月 6 日

熊本県告示第 1263 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
さくら草 阿蘇市西湯浦 610 番地 8	医療法人社団友志会	平成 18 年 12 月 6 日

熊本県告示第 1264 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本嘉島 線	同 所	前	14.4 ～ 41.6	74.7	旧廃川敷 地の歩道 整備
			後	16.8 ～ 41.6		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 15 日

熊本県告示第 1265 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	阿蘇公園 下野線	同 所	前	10.0 ～ 12.0	57.2	仮設迂回 路
			後	10.2 ～ 14.8		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 15 日

熊本県告示第 1266 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	同 所	150.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 15 日

熊本県告示第 1267 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	建網漁業	天草海

2 申請期間

平成 18 年 12 月 15 日から平成 18 年 12 月 22 日まで

公 告

熊本県公告第 908 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市亀甲 33 番地 3
- 2 築造者の氏名 株式会社磯村商事
- 3 道路の位置 玉名市山田字松尾原 1351 番 4 及び同 1386 番 2
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 40.68 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 11 月 29 日
- 7 指定番号 玉名景建第 51 号

熊本県公告第 909 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市岱明町高道 1115 番地 3
- 2 築造者の氏名 江田計司
- 3 道路の位置 玉名市岱明町高道字大馬場 773 番 4、同 775 番 4、同 783 番 3、同 784 番 1、同 784 番 3、784 番 4 及び同 784 番 6
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 66.90 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 12 月 1 日
- 7 指定番号 玉名景建第 54 号

熊本県公告第 910 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 荒尾市荒尾 2014 番地 1
- 2 築造者の氏名 有限会社エトワール不動産
- 3 道路の位置 荒尾市増永字西浦 2233 番 2、同 2240 番 2、同 2240 番 4 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.05 メートル
- 5 道路の延長 19.43 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 12 月 5 日
- 7 指定番号 玉名景建第 56 号

熊本県公告第 911 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確認できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 有限会社小山建設
玉名市天水町部田見 1676
代表取締役 小山 強
熊本県知事許可（般-14）第 09908 号
 - (2) 株式会社熊本内装センター
熊本市上水前寺 2-19-15
代表取締役 高群 倅司
熊本県知事許可（般-14）第 11494 号
 - (3) 共立散水工業株式会社
熊本市秋津新町 2-22
代表取締役 長岡 正
熊本県知事許可（般-14）第 12513 号
 - (4) 有限会社新宮設計建築
荒尾市川登 1907-30
代表取締役 新宮 徳次
熊本県知事許可（般-17）第 14996 号
 - (5) 有限会社神崎工業
鹿本郡植木町岩野 466
代表取締役 神崎 敏治
熊本県知事許可（般-15）第 15583 号
 - (6) 有限会社 POWERAUTO
荒尾市万田 1578-1
代表取締役 北島 信一
熊本県知事許可（般-17）第 15980 号
 - (7) 有限会社帝都建設
阿蘇郡南小国町赤馬場 131
代表取締役 佐藤 和弘
熊本県知事許可（般-17）第 12517 号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

熊本県公告第 912 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定に基づき岱明町下河原土地区画整理組合理事長有働壽治から岱明町下河原土地区画整理事業について、次のとおり換地処分をした旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

換地処分の内容 平成 18 年 10 月 25 日付け熊本県指令都計第 12 号で認可した換地計画のとおり

熊本県公告第 913 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 11 月 27 日
- 2 名称
特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センター
- 3 代表者の氏名
宮原 美智子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市若葉一丁目 39 番 6 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、熊本県内の個人、事業者、民間団体、地方公共団体等（以下「各主体」という。）が連携し、人の活動に伴って発生する温室効果ガスなどの環境に負荷を与える各種の排出物の排出抑制、環境に負荷を与える行為等の低減について、「もったいない」の精神に根ざした普及啓発等に関する事業を行い、自然との共生を図り、世代を超えて良好な環境を享受出来る「循環型社会」を構築していくことを目的とする。

熊本県公告第 914 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 11 月 29 日
- 2 名称
特定非営利活動法人こまちの森
- 3 代表者の氏名
緒方 昭宣
- 4 主たる事務所の所在地
鹿本郡植木町大字一木 322 番地 2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションの理念のもと、地域で生活する障害のある方に対し、自立と社会参加の場を提供し、福祉・教育・文化芸術などの活動を通して、障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 915 号

県営吉次地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 12 月 18 日から
平成 19 年 1 月 19 日まで
- 2 縦覧の場所 植木町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 916 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
 - 第 1 号物件 熊本市若葉四丁目 146 番
宅地 760.91 平方メートル
最低売却価格 49,800,000 円
 - 第 2 号物件 熊本市若葉四丁目 89 番
宅地 686.20 平方メートル
最低売却価格 44,000,000 円
- 2 入札期日
 - 第 1 号物件 平成 19 年 2 月 1 日（木） 午前 10 時
 - 第 2 号物件 平成 19 年 2 月 1 日（木） 午前 11 時
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ないもの
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの

- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 19 年 1 月 30 日（火） 午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
（1） 個人の場合 印鑑証明書
（2） 法人の場合 印鑑証明書
（3） 代理人が参加する場合 （1）又は（2）に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
（1） 契約締結期限 平成 19 年 2 月 16 日（金）
（2） 売買代金納入期限 契約書により指定する。
（3） 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 2 階 熊本県総務部管財課
（4） 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
（5） 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 917 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
第 1 号物件 熊本市小島下町字葭場開 1570 番 1
雑種地 951.17 平方メートル（実測）
最低売却価格 9,410,000 円
第 2 号物件 熊本市上高橋町字町裏 585 番 4
宅地 270.60 平方メートル（実測）
最低売却価格 13,400,000 円
- 2 入札期日
第 1 号物件 平成 19 年 2 月 1 日（木） 午後 1 時 30 分
第 2 号物件 平成 19 年 2 月 1 日（木） 午後 2 時 30 分
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
（1） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
（2） 破産者で復権を得ないもの
（3） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者
で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 19 年 1 月 30 日（火） 午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
（1） 個人の場合 印鑑証明書
（2） 法人の場合 印鑑証明書
（3） 代理人が参加する場合 （1）又は（2）に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
（1） 契約締結期限 平成 19 年 2 月 16 日（金）

- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

登載依頼

熊本県医療審議会公告第 3 号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県医療審議会会長 北野邦俊

- 1 開催日時
平成 18 年 12 月 22 日（金）
午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
 - 1 議案
 - (1) 地域医療支援病院の承認について
 - (2) 医療法人の設立認可について
 - 2 その他
 - ・医療審議会医療法人部会委員の指名について
 - 3 報告事項
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話 096-333-2205）

熊本県公安委員会告示第 26 号

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 5 の項の上欄の規定により、熊本県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

平成 18 年 12 月 15 日

熊本県公安委員会委員長 武藤徳子

路 線 名	区 間
一般国道 3 号	熊本県の全域（ただし、熊本市清水町大字新地字馬立 1860 番 3 地先から熊本市新南部六丁目 157 番 4 地先までの間を除く。）
一般国道 57 号	熊本県の全域
一般国道 208 号	熊本県の全域（ただし、玉名市河崎字芻ノ下 747 番 1 地先から玉名市立願寺字松尾 1392 番 1 地先までの間を除く。）
一般国道 218 号	熊本県の全域
一般国道 219 号	熊本県の全域
一般国道 266 号	熊本県の全域
一般国道 324 号	熊本県の全域
一般国道 325 号	熊本県の全域
一般国道 387 号	熊本県の全域（ただし、阿蘇郡小国町を除く。）
一般国道 443 号	熊本県の全域

一般国道445号	熊本県の全域（ただし、八代市及び球磨郡山江村を除く。）
一般国道501号	熊本県の全域
主要地方道熊本玉名線	熊本県の全域
主要地方道八代鏡宇土線	熊本県の全域
主要地方道熊本高森線	熊本県の全域（ただし、阿蘇郡高森町を除く。）
主要地方道熊本田原坂線	熊本県の全域
主要地方道熊本益城大津線	熊本県の全域
主要地方道熊本菊鹿線	熊本県の全域
一般県道熊本空港線	熊本県の全域